

策定の背景と趣旨

- 男女共同参画社会の実現を目指し、「第三次こおりやま男女共同参画プラン（改定版）」に基づき各種施策を実施してきたが、計画期間が2025（令和7）年度で終了
- 2024（令和6）年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果から、男女共同参画社会の実現には、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消、多様性尊重の推進など、更なる取り組みが必要



- 「第三次こおりやま男女共同参画プラン（改定版）」の考え方を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に的確に対応するため、「第四次こおりやま男女共同参画プラン」（計画期間：2026（令和8）～2033（令和15）年度）を策定

計画の位置付け

「郡山市総合計画」の分野別個別計画で、「郡山市男女共同参画推進条例」第10条に規定する「男女共同参画の推進に関する基本計画」として位置付けをもつものであるほか、次の4つの計画を兼ねる。

第四次こおりやま男女共同参画プラン (計画期間8年)

女性活躍推進計画
女性活躍推進法第6条

市町村男女共同参画計画
男女共同参画社会基本法第14条
郡山市男女共同参画推進条例第10条

DV対策基本計画
配偶者暴力防止法第2条の3

NEW
困難な問題を抱える女性への
支援のための基本計画
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条
(女性支援新法)

さらに、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)第5条に規定する地域の実情を踏まえた施策の策定及び実施を盛り込んだ計画とする。

策定スケジュール

～R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
・市民意識調査 (R6.7月) ・庁内推進会議 (7月/8月) ・審議会 (7月/8月/10月)	・庁内推進会議	パブリックコメント		・庁内推進会議 ・審議会	プラン策定

基本理念

市民一人ひとりが性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野において平等な、豊かで活力ある「男女共同参画のまち 郡山」を目指す

基本理念

- 1 人権の尊重
- 2 すべての人の個性に応じた主体的な生き方への配慮
- 3 政策・方針決定過程への男女共同参画
- 4 家庭生活と地域、職場、学校等の活動との両立
- 5 生涯にわたる心身の健康
- 6 国際的協調

施策体系

【基本目標1】人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現

- 1 男女共同参画意識の普及・啓発
- 2 ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育
- 3 人権を尊重する意識の醸成と環境づくり

【基本目標2】あらゆる分野における女性の活躍の促進

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 2 意思決定過程への女性の参画促進
- 3 女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援

【基本目標3】仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- 1 仕事と生活の調和に向けた環境の整備
- 2 多様な働き方の推進

【基本目標4】安全・安心な暮らしの実現

- 1 男女共同参画の視点を取り入れた健康支援
- 2 あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援
- 3 安全・安心なまちづくりの推進